

雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 雇用保険法の一部改正

一 基本手当の受給資格の改正

特定理由離職者（離職した者のうち、当該離職について特定受給資格者となる者以外の者であつて、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限り。）その他のやむを得ない理由により離職したものとして厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。）については、離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して六箇月以上で基本手当の受給資格を得られるものとする。 （雇用保険法第十三条関係）

二 基本手当の支給に関する暫定措置

受給資格に係る離職の日が平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間である特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限り。）については、当該受給資格者（身体障害者等の就職困難者を除く。）を特定受給資格者とみなして基本手当を支給するものとする。 （雇用保険法附則第

四条関係)

三 給付日数の延長に関する暫定措置

- (一) 受給資格に係る離職の日又は所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日が平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間である受給資格者(身体障害者等の就職困難者以外の受給資格者のうち特定理由離職者(厚生労働省令で定める者に限る。))である者及び特定受給資格者に限る。)であつて、次のイ又はロに該当するものについては、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができるものとする。 (雇用保険法附則第五条第一項関係)

- イ 受給資格に係る離職の日において四十五歳未満である者又は厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者であつて、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして就職が困難であると認められたもの
- ロ 公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経歴その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認められた者

(二) (一)の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日（所定給付日数について、受給資格に係る離職の日において三十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者の区分に該当し、かつ、算定基礎期間が二十年以上である区分に該当する者（二により、特定受給資格者とみなされる者を含む。）にあつては、三十日）を限度とするものとする。 （雇用保険法附則第五条第二項関係）

四 就業促進手当に関する暫定措置

(一) 再就職手当に関する暫定措置

イ 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に安定した職業に就いた場合の再就職手当については、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一以上であるものに対して支給するものとする。 （雇用保険法附則第九条関係）

ロ イの再就職手当の額については、基本手当日額に、支給残日数に相当する数に十分の四（支給残日数が所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）を乗じて得た数を乗じて得た額を支給するものとする。 （雇用保険法附則第九条関係）

(二) 常用就職支度手当に関する暫定措置

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に安定した職業に就いた場合の常用就職支度手当の額については、基本手当日額に四十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額とするものとする。 (雇用保険法附則第九条関係)

五 育児休業給付の改正

(一) 育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の統合

育児休業者職場復帰給付金を廃止し、育児休業基本給付金に統合し、これを育児休業給付金とするものとし、育児休業給付金の額を、被保険者が休業を開始した日に受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とするものとする。 (雇用保険法第六十一条の四関係及び同法第六十一条の五の削除)

(二) 育児休業給付金に関する暫定措置

(一)の育児休業給付金の額については、当分の間、被保険者が休業を開始した日に受給資格者となつたものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の五十に相

当する額とするものとする。 (雇用保険法附則第十二条関係)

六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 雇用保険率に関する暫定措置

平成二十一年度における雇用保険率を千分の十一・五(うち失業等給付に係る率千分の八) (農林水産業及び清酒製造業については千分の十三・五(同千分の十)、建設業については千分の十四・五(同千分の十))とするものとする。 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条関係)

二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 船員保険法の一部改正

一 失業保険金、保険料率等の改正

失業保険金、再就職手当等に関する事項について、雇用保険法と同様の改正を行うとともに、平成二

十一年四月から同年十二月までの間、失業部門の被保険者分の保険料率を千分の四とすること。（船員
保険法第三十三条ノ三並びに附則第二十六項及び第三十一項から第三十七項まで関係）

二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 その他

一 施行期日

この法律は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の五については平成
二十二年四月一日から施行するものとする。 （附則第一条関係）

二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う
こと。（附則第二条から第二十条まで関係）